

青森県報

第三千六百八号

平成二十四年
十月二十四日
(水曜日)

目次

告示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉政策課)……………一
- 右 同……………一
- 右 同……………二
- 右 同……………二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同)……………三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同)……………三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同)……………三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同)……………四
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同)……………四
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同)……………四
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同)……………五
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同)……………五
- 保安林の指定予定……………(林政課)……………五
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課)……………六
- 出先機関……………(三)
- 土地改良区の役員の退任……………(八)

告

示

青森県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	年 指 月 日 定
特別養護老人ホーム光葉園	八戸市大字鮫町字金屎三五の九〇	地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）	平成二十四・八・六

青森県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 者	居 宅 介 護 事 業 所	年 指 月 日 定
医療法人小村歯科医院	三戸郡五戸町字三熊ノ沢二五の一	居宅介護事業の種類	居宅療養管理指導	平成二十四・九・四

名 称	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス
主たる事務所所在地	弘前市大字野木三丁目二一五の三	弘前市大字紺屋町六六	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字野木三丁目二一五の三	弘前市大字野木三丁目二一五の三	弘前市大字野木三丁目二一五の三	弘前市大字野木三丁目二一五の三
名 称	複合型サービス	複合型サービス	複合型サービス	複合型サービス	複合型サービス	複合型サービス	複合型サービス
在 地	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一
指定年月日	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一

青森県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス	株式会社黒石福祉サービス
主たる事務所所在地	弘前市大字野木三丁目二一五の三	弘前市大字紺屋町六六	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字野木三丁目二一五の三	弘前市大字野木三丁目二一五の三	弘前市大字野木三丁目二一五の三	弘前市大字野木三丁目二一五の三
介護予防の種類	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
名 称	デイサービスおこのき	デイサービスおこのき	デイサービスおこのき	デイサービスおこのき	デイサービスおこのき	デイサービスおこのき	デイサービスおこのき
在 地	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字青柳字下名久井字青柳四の一
指定年月日	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一	二〇・九・一

青森県告示第七百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社 オト・テン	西津軽郡 舞鶴ケ沢 大字 舞戸町 八丁目 字 上富田 一七八	介護予防 応知通所 対応	デイサービス パスおこのき	西津軽郡 舞鶴ケ沢 大字 舞戸町 八丁目 字 上富田 一七八	〃
〃	〃	訪問介護	訪問介護 サービス	〃	〃

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社	有限会社 ベース	社会福祉 法人伸康 会	弘前市 大字 石田 一丁目 一の	弘前市 大字 石田 一丁目 一の	居宅介護事業 者
〃	訪問介護	短期入所 生活介護	〃	〃	居宅介護 事業の種 類
JA十和田市 稲生町一八の 三七	JA十和田市 稲生町一八の 三七	JA十和田市 稲生町一八の 三七	JA十和田市 稲生町一八の 三七	JA十和田市 稲生町一八の 三七	居宅介護事業 所
〃	〃	平成 二〇・六・一	〃	〃	変更 年月日

青森県告示第七百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃	〃	〃	〃	エコー
十和田市 東一番町 六の五	十和田市 稲生町 一八の三七	十和田市 東一番町 六の五	十和田市 稲生町 一八の三七	十和田市 東一番町 六の五	十和田市 稲生町 一八の三七	ステーション「きずな」
通所介護	福祉用具 貸与	訪問入浴 介護	〃	〃	〃	六の五
JA十和田市 稲生町 一八の三七	JA十和田市 稲生町 一八の三七	〃	〃	〃	〃	〃

区分	名称	主たる所在地	事業の種類	名称	所在地	変更年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第七百五十六号

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		"		株式会社 エコー		有限会社 ベイス		社会福祉 法人伸康社	
一十和田市東 一番町六の		一十和田市東 一番町六の		一十和田市東 一番町六の		一十和田市東 一番町六の		八戸市石堂 二丁目一の		弘前市大字 一狐字石田	
介護予防 通所介護		介護用具 福祉貸与		介護入浴 訪問介護		"		介護予防 訪問介護		介護入所 短期生活	
「おいらせ センター」		「おいらせ センター」		"		「おいらせ センター」		「ヘルパ ション」		「ショール ト」	
十和田市 東一番町		"		"		十和田市 東一番町		八戸市下 長三丁目		弘前市大 字石渡四	
"		"		"		二〇・七〇		"		平成 二〇・九一	

青森県告示第七百五十七号

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社 エコー		有限会社 ベイス		"		社会福祉 法人三笠苑		名称
十和田市東 一番町六の		八戸市石堂 二丁目一の		弘前市大字 三越字柳元二		弘前市大字 三越字柳元二		主たる事務 所の所在地
「おいらせ センター」		「おいらせ センター」		「おいらせ センター」		「おいらせ センター」		名称
十和田市東 一番町六の		八戸市下長 三丁目五の		弘前市大字 三越字柳元二		弘前市大字 三越字柳元二		所在地
二〇・七〇		"		二〇・九一		平成 二〇・四〇		変更 年月日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第七百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	特定福祉用具販売事業者
株式会社工 コ	株式会社工 コ	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所
十和田市東一 番町六の五	十和田市稲生 町一八の三七	名 称	所在地
JA十和田おい らせ福祉用具セ ンター「きずな	JA十和田おい らせ福祉用具セ ンター「きずな	所在地	変 更 年 月 日
五	十和田市東 一番町六の 五	平成 二四・七・三	

青森県告示第七百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者
株式会社工 コ	株式会社工 コ	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所
十和田市東一 番町六の五	十和田市稲生 町一八の三七	名 称	所在地
JA十和田おい らせ福祉用具セ ンター「きずな	JA十和田おい らせ福祉用具セ ンター「きずな	所在地	変 更 年 月 日
五	十和田市東 一番町六の 五	平成 二四・七・三	

青森県告示第七百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指定年月日
成田 篤史	五所川原市磯松赤川三の六一	平成二四・八・一

青森県告示第七百六十号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一の一、字寅平一五、二五二の一三
- 二 保安林指定の目的
公衆の保健
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十四年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員（退任）の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年十月二十四日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	高橋 房人	三戸郡南部町大字小泉字上館野九	平成二十四年十月二十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭